

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号		担当課	ブランド戦略課
法令名	卸売市場法	根拠条項	14、11-1	不利益処 分の種類	地方卸売市場の認定の取消し
卸売市場法 (昭和46年4月3日 法律第35号)					
(準用)					
第14条 第5条から第10条まで、第11条 (第1項第一号に係る部分を除く。) 及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定 (第6条第1項を除く。) 中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第二号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第二号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。					
(認定の取消し)					
第11条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第4条第1項の認定を取り消すことができる。					
一 省略					
二 当該中央卸売市場が、第4条第5項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。					
三 その開設者が、第5条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。					
四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第4条第1項の認定 (第6条第1項の変更の認定を含む。) 又は第13条第1項の認定 (第14条において読み替えて準用する第6条第1項の変更の認定を含む。) を受けたことが判明したとき。					
五 その開設者が、次条第1項若しくは第2項 (これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項 (第14条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。					
六 その開設者が、この法律若しくは第5条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。					

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

		資料番号		担当課	畜産課
法令名	卸売市場法	根拠条項	14、11-1	不利益処 分の種類	地方卸売市場の認定の取消し
卸売市場法 (昭和46年4月3日 法律第35号)					
(準用)					
第14条 第5条から第10条まで、第11条 (第1項第一号に係る部分を除く。) 及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定 (第6条第1項を除く。) 中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事 (以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第二号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第二号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。					
(認定の取消し)					
第11条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第4条第1項の認定を取り消すことができる。					
一 省略					
二 当該中央卸売市場が、第4条第5項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。					
三 その開設者が、第5条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。					
四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第4条第1項の認定 (第6条第1項の変更の認定を含む。) 又は第13条第1項の認定 (第14条において読み替えて準用する第6条第1項の変更の認定を含む。) を受けたことが判明したとき。					
五 その開設者が、次条第1項若しくは第2項 (これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項 (第14条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。					
六 その開設者が、この法律若しくは第5条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。					

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

		資料番号		担当課	漁政課
法令名	卸売市場法	根拠条項	14、11-1	不利益処 分の種類	地方卸売市場の認定の取消し
卸売市場法（昭和46年4月3日 法律第35号）					
（準用）					
第14条 第5条から第10条まで、第11条（第1項第一号に係る部分を除く。）及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第6条第1項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第二号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第二号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。					
（認定の取消し）					
第11条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第4条第1項の認定を取り消すことができる。					
一 省略					
二 当該中央卸売市場が、第4条第5項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。					
三 その開設者が、第5条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。					
四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第4条第1項の認定（第6条第1項の変更の認定を含む。）又は第13条第1項の認定（第14条において読み替えて準用する第6条第1項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。					
五 その開設者が、次条第1項若しくは第2項（これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。					
六 その開設者が、この法律若しくは第5条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。					